

新発明報奨金制度

中村和解・法改正以降に導入された上限撤廃の仕組み

ケーススタディ #1～#4



特許法の前身である専売特許条例が公布されたのは、明治18年4月18日。産業財産権制度の普及と啓蒙を目的に、この日を発明の日と定めた。今年はこの制度の制定から120年目を迎えている。

経済活動がグローバル化の一途を辿る中、特許の国際出願件数は2004年末に100万件を突破したと世界知的所有権機関（WIPO）が発表。日本の出願件数は2003年にドイツを抜き、米国に次ぐ第2位に浮上。2004年には前年比15%増、過去最高の2万件、累計10万件を超えた。

国内では、改正特許法が2005年4月1日に施行されたことは周知の通りで、職務発明の報酬額を労使で合理的に決めたルールは裁判でも尊重する主旨を同法第35条で明示。ルール策定の際、企業が非組合員も含め全従業員と協議するように求める一方、社内の情報網（イントラネット）の活用にも道を開くなど、透明な手続きを確保することで、無用な摩擦を避け、国際競争力の向上に役立つ体制づくりに寄与するのが狙いようだ。

政府が取り組む『知的財産権推進計画2005』では、特許出願前の発明を登録・証明する新しい制度を創設する。これは企業が申請した発明について特

許庁が内容と日付を証明し、データを非公開で保管する仕組みで、2010年までの実現を目指す。

日本知的財産協会の調査（実施：2005年3月、有効サンプル数：会員企業577社）によると、調査対象の9割以上の企業が発明報奨金制度の見直しを実施。具体的には『協議などの手続き面』83%、『対価の額』72%、『表彰制度の充実』20%など（複数回答）。『対価の額』では報奨額の上限撤廃を含めて、支給額を引き上げた企業もみられ、見直し作業には88%の企業が『苦労した』と回答。

日本経済新聞社が今年2月にまとめた『社長100人アンケート』によると、青色ダイオードの中村裁判（'05年1月に和解）をはじめ発明報酬をめぐる問題が相次いでいることに対し、望ましい対応について設問したところ、『全社員に適用可能なルールを決める』とする経営者が約41%を占めて最多（複数回答）となった。具体的には『創造活動のできる人材は大切にする』としながらも、『発明に直接従事した技術者その他の社員との不公平感を考えたうえで施策をとる』『全社員が納得できる制度を運用する』などの指摘があり、これらは、制度が抱える潜在的な課題を示唆しているといえよう。

企業名	制度名	報奨金の算定	摘要
旭化成 #1	有益特許発明表彰制度	利益貢献度の尺度に経済的付加価値（EVA）を用いて、2年ごとの実績評価に基づき、EVAが一定額以上の特許に対して、所定の算式を用いて算定。	特許出願数は年間1,200～1,300件。このうち製品や新プロセスに新たに組み込まれる特許件数は10～15%程度。
アステラス製薬 #2	職務発明制度 開発報奨制度	職務発明制度での実施時補償額は、売上またはライセンス収入に一定率を乗じて算定。開発報奨制度では新製品の発売から5年目の売上に一定の係数を乗じて算定。	新製品発売後の売上高に応じた補償金・報奨金を創薬研究者だけでなく、開発担当者の功績にも報いて支給するため2つの制度で運用。
旭硝子 #3	発明実績報奨制度	自社実施の場合の報奨金額（対価）は製品利益（個別特許権寄与率+特許の排他度）と、貢献度（技術力・特許・発明者）の各割合に基づいて算定。	算定基準を改定した2002年度にはSS等級1,000万円に該当する特許案件が現出。
東京ガス #4	報償制度	実施料収入額など会社利益額を毎年評価し、利益額が300万円以上になった段階で、その5%を支給。	2002年度の特許出願・登録は、天然ガス高度利用の促進などの技術領域で、出願338件、登録256件の実績。